

## 2 対象区域

- 国の地域包括ケアシステム研究会の報告書では、地域包括ケアシステムの対象区域は概ね30分以内の日常生活圏域であり、具体的には中学校区が基本とされている。本県においても原則的にはこれを基準とすべきである。
- しかし、現在、県内の市町村においては、地域の特性に合わせて、小学校区、中学校区、あるいは複数の中学校区等で日常生活圏域を設定しており、例えば市町村介護保険事業計画の策定時には、こうした日常生活圏域ごとにアンケート調査を実施し、高齢者の実態、ニーズや地域課題等の把握が行われている。
- また、地域包括支援センターは、必ずしも日常生活圏域ごとに設置されておらず、中には、複数の日常生活圏域に1か所、あるいは市町村単位で1か所となっている市町村もある。
- したがって、地域包括ケアシステムの対象区域を考える際には、中学校区や市町村が設定している日常生活圏域を基本としつつも、地域包括ケアシステム構築に向けた取組に速やかに着手することを優先し、例えば地域包括支援センターの所管区域を対象区域と位置づけるなど、柔軟に区域を捉えて進めていくことが重要と考える。